

所得調査が実施されます

○所得調査とは

国保組合の被保険者の所得水準に応じた国庫補助金を適切に算定するために、厚生労働省が全国保組合に対し定期的に行う極めて重要な調査です。

○調査対象

令和 7 年 5 月 1 日現在の組合員(昭和 25 年 8 月 1 日以前生まれの者を除く)のうち、系統的に抽出された組合員およびその家族(当組合の被保険者)。

○調査方法等

マイナンバーを利用した情報連携により、対象者の課税標準額を取得する方法による調査を原則とします。

- ・基本的に、組合員の方に対応いただくことはありませんが、調査対象者に所得未申告者がいる場合や、課税標準額等の調査項目が確認できない場合は、従来の方法による市町村民税納税通知書等の写しを提出していただく場合がございます。
- ・調査項目が確認できなかった場合を除き、調査対象に該当したことへの個別のお知らせはしませんのでご了承ください。

所得調査に対してご理解を賜りますようお願い申し上げます